

「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市町、観光協会、関係団体、企業、報道機関、大学、県等が一体となり、本県への観光誘客の促進及び受入態勢の整備を推進することにより、本県のより一層の観光振興及び地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光素材の掘り起こし及び磨き上げに関する事業
- (2) 観光客のおもてなし及び受入態勢の整備に関する事業
- (3) 観光情報の収集及び発信に関する事業
- (4) 観光商品の造成促進に関する事業
- (5) 関係機関・団体等との連絡調整
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる会員をもって構成する。

- 2 会員の新たな加入の可否については、会長がその都度判断するものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、栃木県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、別表第2の者をもって充てる。
- 4 監事は、別表第2の者をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計及び業務執行状況を監査する。

(任期)

第7条 役員の仕事の任期は、3年とし、再任を妨げず、役員から退任の申出がない限りは、その任期は自動的に更新されるものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が就任時に属していた機関又は団体の役職が解かれた

場合は、その後任者の任期は前任者の任期とする。

(会議)

第8条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者が議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項について審議して決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めた重要事項に関すること。

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、代理人に表決を委任することができる。

(企画会議)

第9条 協議会の下に、協議会が実施する事業等の推進を図るため、企画会議を置くことができる。

2 企画会議の議長は、栃木県産業労働観光部観光交流課長の職にある者をもって充てる。

3 企画会議の設置及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき又は総会の権限に属する事項で簡易なものであるときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、栃木県産業労働観光部観光交流課に事務局を置く。

2 事務局長は、栃木県産業労働観光部観光交流課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局の会計処理、専務の決裁その他の運営に関する事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の事業に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 設立時の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。
- 3 この規約は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 30（2018）年 11 月 7 日から施行する。
- 6 この規約は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行する。